### 別 紙

答申第 112 号

### 答 申

## 1 審査会の結論

島根県警察本部長(以下「実施機関」という。)が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は、妥当である。

#### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成 28 年 4 月 24 日に本件審査請求人より島根県情報公開条例(平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成26年4月2日付警察庁丁規発第32号他『最高速度規制の点検・見直し等の更なる推進について(通達)』(以下「32号通達」という。)に基づく、第1の3留意事項に係る、計画的な予算措置がわかる資料」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成 28 年 5 月 6 日付けで公開決定等の期間 延長を行い、同年 5 月 20 日付けで公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由で非公開決定を行った。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成 28 年 5 月 30 日付けで島根県公安 委員会(以下「諮問実施機関」という。) に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年7月5日付けで当審査会に諮問書を提出した。

#### 3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨 本件公文書の非公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書等による主張の要旨は次のとおりである。

- ア 32 号通達で第1の3の(3)計画的な予算措置を講ずることが命ぜられているところであり、当然に島根県に対して、計画に基づく予算請求がされているはずであり、「他の予算と分別できないため、作成していない」との理由は合理性を欠き、予算の他への流用等の疑念にもつながるものであり、あきらかにすべきである。
- イ 32 号通達に基づく計画的な予算措置をする場合は、既存の予算の枠組みではなく、新しい枠組みを別途作らなければ予算措置できないはずである。新しい枠組みで予算要求して査定を受けた形跡がないので、32 号通達に基づく計画的な予算措置が行われていないと思われる。

#### 4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書及び実施機関の意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 32 号通達に基づく最高規制速度の点検見直しにかかる費用については、交通 規制標識等の新設、補修、撤去等を目的とする交通安全施設整備事業費の枠組 みの中で対応しており、予算編成上、32 号通達にかかる最高速度の点検・見直 しのための予算だけを切り分けすることができないことから、特段、この通達 にかかる予算措置を行ったことが分かる公文書は作成していないものである。

(2) 32 号通達に基づく計画的な予算措置とは、この通達に関する新たな予算が国 や県からある訳ではなく、既存の予算枠の中で通達に示されている指示を計画 的に実行しなさいという意味である。よって、既存の交通安全施設に割り当て られた予算枠内で計画的に通達の指示を盛り込んでいく方法で実施している。

#### 5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、32 号通達の第1の3の(3)により指示された「『計画的な予算措置』に対応して講じられた計画的な予算措置がわかる資料」である。

- (3) 本件対象公文書の不存在について
  - ア 実施機関は、32 号通達にかかる最高規制速度の点検見直しにかかる費用については、交通規制標識等の新設、補修、撤去等を目的とする交通安全施設整備事業費の枠組みの中で対応しており、予算編成上、32 号通達にかかる最高速度の点検・見直しのための予算だけを切り分けすることができないことから、特段、この通達にかかる予算措置を行ったことが分かる公文書は作成していないため本件対象公文書は不存在であると主張している。
  - イ 当審査会が当該事案に関する関係資料を実施機関に提出させ調べたところ、32 号通達の第1の3の(3)計画的な予算措置では「・・・計画的な予算措置を講ずるとともに、優先的に実施すべきものを抽出するなど、効果的な予算執行に努めること。」との記載にとどまり、新規予算枠の確保や予算要求の方法等の具体的な予算措置に関する記載はないことが確認できた。
  - ウ また、当審査会で32号通達前後の島根県警察本部の予算編成状況を財源表等で確認した結果、交通安全施設整備に係る予算枠の新設や予算額の増額は認められなかった。
  - エ 以上のことからすると、実施機関の「32 号通達の第1の3の(3)計画的な 予算措置は、既存予算の中で計画的な予算措置を講じ、効果的な予算執行に 努めるという趣旨である。」との説明に何ら不合理な点はない。
  - オ これらの状況から本件対象公文書の存在を推認させる事情もなく、本件対 象公文書が存在しないとの実施機関の説明は不合理とは言えず、本決定は妥 当である。
- (4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## (諮問第134号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内容	
平成 28 年 7 月 5 日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問	
平成 28 年 7 月 27 日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理	
平成 28 年 12 月 22 日 (審査会第1回目)	審議	
平成 29 年 1 月 27 日 (審査会第 2 回目)	審議	
平成 29 年 2 月 23 日 (審査会第 3 回目)	審議	
平成 29 年 3 月 23 日 (審査会第 4 回目)	審議	
平成 29 年 5 月 18 日 (審査会第 5 回目)	審査請求人から意見聴取、審議	
平成 29 年 6 月 22 日 (審査会第 6 回目)	実施機関から意見聴取、審議	
平成 29 年 7 月 20 日 (審査会第 7 回目)	審議	
平成 29 年 8 月 24 日 (審査会第 8 回目)	審議	
平成 29 年 9 月 21 日 (審査会第 9 回目)	審議	
平成 30 年 2 月 16 日 (審査会第 10 回目)	審議	
平成 30 年 3 月 29 日 (審査会第 11 回目)	審議	
平成 30 年 4 月 19 日 (審査会第 12 回目)	審議	
平成 30 年 10 月 19 日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申	

## (参考)

# 島根県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現職	備考
永松	正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
藤田	達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユー	ーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
横地	正枝	行政書士	平成 30 年 4 月 21 日まで
木村	美斗	行政書士	平成30年4月22日から
和久才	大 光	弁護士	